

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出

地域生活支援拠点等の機能

「地域生活拠点等」とは、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、次の5つの居住支援機能を整備するもの。

相談

緊急時の受け入れ・対応

体験の機会・場の提供

専門的人材の確保・養成

地域の体制づくり

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の位置付け

- ◆地域生活支援拠点等の機能を担う事業所（以下「拠点等事業所」という。）は区障がい者基幹相談支援センター（以下「区基幹」という。）へ届出
- ◆届出に基づき、地域生活支援拠点等として位置付けるための基本要件（以下「基本要件」という。）等を満たす事業所を福岡市が拠点等事業所と位置付け
- ◆拠点等事業所は、基幹相談支援センターや障がい福祉サービス事業所等と連携して、障がいのある方の緊急時の対応体制の確保などに取り組む
- ◆拠点等事業所に位置付けられた事業所は、障がい福祉サービス等報酬において加算の算定が可能
※加算の内容については裏面参照

届出手続きの流れ

①届出書提出（事業所）

事業所所在地を管轄する区基幹に下記の書類を提出

- ・地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書
- ・地域生活支援拠点等事業所届出チェックリスト

※ 届出書提出から10日以内に区基幹から連絡がない場合は、区基幹に処理状況を確認してください。

②基本要件確認（区基幹）

- ・地域生活支援拠点等事業所届出チェックリストにより基本要件を満たしているか確認
- ・確認後、市障がい者基幹相談支援センター（以下「市基幹」という。）へ届出書等送付

③「地域生活支援拠点等事業所リスト」登録（市基幹）

- ・市基幹がリスト登録後、拠点等事業所、区基幹、福岡市へリスト送付

④「運営規程」等変更手続き（事業所）

- ・拠点等事業所の届出を行った事業所は、市基幹が送付したリストで拠点等事業所登録を確認
- ・拠点等事業所は運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、「地域生活支援拠点等の機能に関連する届出」とともに福岡市に届出が必要
- ・障がい福祉サービス等報酬の拠点等事業所に対する加算を算定する場合は、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出が必要

⑤拠点等事業所リスト公表（福岡市）

- ・運営規程の変更届出及び介護給付費等算定に係る体制等に関する届出確認後、福岡市ホームページに拠点等事業所リストを公表

※ 届出に必要な様式は下記のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/syougaisyashien/health/sevice/kyotentouseibi.html>

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所に対する加算

地域生活支援拠点等事業所が算定可能な加算			
機能	対象サービス	加算	算定要件
相談	計画相談支援、障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位/回	連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定。 短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度
緊急時の受入れ	短期入所	100 単位/日 (緊急時の受け入れに限らず加算)	指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。 ※重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。
		200 単位/日 (緊急時の受け入れに限らず加算)	医療的ケアが必要な児者、重症心身障がい児者又は強度行動障がいを有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。 ※重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。
	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型	100 単位/日	障がいの特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。
緊急時の対応	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	50 単位/回	緊急時対応加算（利用者等の要請を受けてから24時間以内にサービスを提供）を算定した場合に上乗せ。（月2回を限度）
	自立生活援助、地域定着支援	50 単位/日	緊急時支援加算（I）又は緊急時支援費（I）を算定した場合に上乗せ

機能	対象サービス	加算	算定要件
体験の 機会・ 場	生活介護、自立訓練 (機能訓練)、自立訓 練(生活訓練)、就労 移行支援、就労継続 支援A型、就労継続 支援B型	50 単位/日	体験利用支援加算を算定した場合に上 乗せ 障がい福祉サービス事業の体験利用を 行った場合に、15日以内に限り算定
	施設入所支援	体験宿泊支援加算 120 単位/日	施設利用者の宿泊体験を支援した場合
	地域移行支援	50 単位/日	体験利用加算を算定した場合に上乗せ 障がい福祉サービス事業の体験的な利用 支援を行った場合に、15日以内に限り算 定
	地域移行支援	50 単位/日	体験宿泊加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定し た場合に上乗せ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を 行った場合に、体験宿泊加算(Ⅰ)及び (Ⅱ)を合計して15日以内に限り算定
地域の 体制づ くり	計画相談支援、障害児 相談支援	地域体制強化共同支 援加算 2,000 単位/月(月 1回を限度)	支援困難事例等についての課題検討を通 じ、情報共有等を行い、他の福祉サービ ス等の事業者と共同で対応し、協議会に 報告した場合に算定。

※ 地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)の機能を担う事業所については、運営規程に
拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市
町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。